

(2) 提供するサービスの料金

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。又、利用者負担は、原則利用料の1割となっていますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担上限額を上限としています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

※負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

日中サービス支援型共同生活援助及び短期入所に関する「給付費支給対象サービスの利用料金(厚生労働省令で定める基準額の利用者負担)」並びに「給付費支給対象サービスにならない利用料金(個別サービス利用料)」の詳細に関しては、次の別表に記載のとおりとなります。

【別表】

(日中サービス支援型共同生活援助 里山オレンジハウス 利用料金表)

①訓練等給付費支給対象サービスに関する利用料金表(厚生労働省令で定める基準額の利用者負担)

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正があれば、料金が変更となります。

サービス種別	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
共同生活援助サービス(Ⅰ) ※共同生活援助のみの利用	997 円/日	860 円/日	771 円/日	524 円/日	/	
共同生活援助サービス(Ⅱ) ※体験利用	1168 円/日	1028 円/日	938 円/日	672 円/日		
日中を共同生活住居以外で過ごす場合	765 円/日	627 円/日	539 円/日	407 円/日	270 円/日	253 円/日
個人単位で居宅介護利用の場合(特例) *住居内、住居外	565 円/日 454 円/日	505 円/日 394 円/日	467 円/日 356 円/日	/		

※加算項目：要件を満たす場合、上記基本料金に以下の料金が加算されます。

加算項目	利用料(負担額)	内 容
医療連携体制加算Ⅶ	39 円/日	医療機関の看護師が事業等を訪問して看護を行った場合や痰吸引等に係る指導を行った場合。
福祉専門職員配置加算(Ⅰ)	10 円/日	(Ⅰ)(Ⅱ)の場合 生活支援員のうち有資格者が一定割合以上の場合。 (Ⅲ)の場合 生活支援員のうち勤務形態が常勤の者が75%、又は勤
福祉専門職員配置加算(Ⅱ)	7 円/日	

福祉専門職員 配置加算（Ⅲ）	4 円/日	務年数が 3 年以上の者が 30%を超える場合。
視覚・聴覚言語障害者 支援加算	4 1 円/日	意思疎通に関して専門性を持つ職員を一定数以上配置している場合。
重度障害者支援加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	3 6 0 円/日	障害区分 6 であって特定の基準を満たす利用者に対して通常の介護体制に加えて、より手厚いサービスを提供した場合。 加算を算定した日から起算して 180 日以内 +500 円/日 中核的人材を配置し行動関連項目 18 点以上 +200/日
	1 8 0 円/日	加算を算定した日から起算して 180 日以内 +400 円/日 中核的人材を配置し行動関連項目 18 点以上 +150/日 ※（Ⅱ）区分 4, 5 の強度行動障害
人員配置体制加算 （Ⅴ）（Ⅵ）	1 3 8 円/日 * 区分 4 以上	7.5 : 1 ※生活支援員等の配置
	1 2 1 円/日 * 区分 3	
	5 3 円/日 * 区分 4 以上	20:1 配置 ※生活支援員等の配置
	4 5 円/日 * 区分 3	
人員配置体制加算 （Ⅶ）（Ⅷ） * 日中を共同生活住居 以外で過ごす場合	1 3 1 円/日 * 区分 4 以上	7.5 : 1 ※生活支援員等の配置
	1 1 2 円/日 * 区分 3	
	5 0 円/日 * 区分 4 以上	20:1 配置 ※生活支援員等の配置
	4 2 円/日 * 区分 3	
新興感染症等施設療養 加算	2 4 0 円/日 *5 回まで	新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大の施設等における生活継続等の対応として、必要な体制を確保した場合。

障害者支援施設等感染 対策向上加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	10円/月	協定締結医療機関との連携体制を構築している場合。
	5円/月	感染対策向上に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合。
自立生活支援加算	500円/回	退居する利用者に対し退居後の居住の場の確保、在宅サービスの連絡調整等を行った場合に入居中1回、退居後1回を限度とし加算される。
夜勤職員加配加算	149円/日	夜間支援従事者に加配した場合。
入院時支援特別加算	561円/月	※入院者のみ3日以上7日未満で月1回
	1,122円/月	※入院者のみ7日以上で月1回
帰宅時支援加算	187円/月	※帰宅者のみ3日以上7日未満で月1回
	374円/月	※帰宅者のみ7日以上で月1回
長期入院時支援 特別加算	150円/日	長期にわたる入院の際、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能になるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合。
長期帰宅時支援加算	50円/日	外泊した際に家族等の連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合。
地域生活移行 個別支援特別加算	670円/日	※対象者のみ
精神障害者 地域移行特別加算	300円/日	※対象者のみ
強度行動障害者 地域移行特別加算	300円/日	※対象者のみ
福祉・介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	+ 所定単位数×86/1000 (一月につき) *R6, 5, 31 まで	
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算(Ⅰ)	+ 所定単位数×19/1000 (一月につき) *R6, 5, 31 まで	
福祉・介護職員等 ベースアップ等支援加算	+ 所定単位数×26/1000 (一月につき) *R6, 5, 31 まで	
福祉・介護職員等 処遇改善加算(Ⅱ)	+ 所定単位数×147/1000 (一月につき) *R6, 6, 1～	
福祉・介護職員等 処遇改善加算(Ⅲ)	+ 所定単位数×144/1000 (一月につき) *R6, 6, 1～	